

令和5年度 河原地区公民館年間行事予定表(案)

4月	5月	6月	7月
★4月15日(土) ・部落長会 14:00～14:30 ・公民館総会 14:40～15:10 ・人推協総会 15:20～15:50 ・まち協総会 16:00～16:30 ★4月23日(日) 8:30～ (ま)霊石山保全活動 ★4月28日(金) 18:30～ まち協役員会	★5月1日(月) 9:30～ 3館(河・国・八)合同事業 霊石山遠足 ★5月11日(木) 8:45～ 春季地区親睦GG大会 ★5月18日(木) 9:30～ (ま)シニアサロン(ボーリング) ★5月23日(火) 10:00～ 女性教室①因州和紙折り染体験 御朱印帳づくり ★5月24日(水) 18:30～ まち協防災訓練全体会	★6月10日(土) 8:30～ (ま)河原地区防災訓練 ★6月14日(水) (老)高齢者交流会 10:00～ ・10:05～10:40 マリオネット ・10:45～11:15 認知症予防 ・11:20～11:50 体操 (人)映画鑑賞会 13:00～ ★6月22日(木) 10:00～ (子)ものづくり	★7月7日(金) 18:30～ 第1回敬老会実行委員会 ★7月8日(土) 13:30～ 人権講演会 ★7月21日(金) 7:30～ (ま)防災視察研修 ★7月28日(金) 9:00～ 宿題応援隊第①弾 木工工作とリンピアいなば見学
8月	9月	10月	11月
★8月4日(金) 18:30～ 第2回敬老会実行委員会 ★8月5日(土) 10:00～ (健)健康教室「椅子ヨガ」 ★8月9日(水) 時間未定 宿題応援隊第②弾 野外学習 「工場見学と円形ファイアミュージアム」 ★8/18・23 子ども映画上映会 13:00～ ★8月18日(金) 18:30～ 運動会競技検討会 ★8月19日(土) 9:00～ ものづくり体験 「トートバッグにゼンタンクル」	★9月1日(金) 18:30～ 第3回敬老会実行委員会 ★9月9日(土) 16:00～ 敬老会前日作業 ★9月10日(日) 10:30～ 敬老会 ★9月13日(水) 8:45～ 秋季地区親睦GG大会 ★9月15日(金) 19:00～ 運動会競技説明会 ★9月30日(土) 9:00～ (ま)第12回健康ウォーキング	★10月7日(土) 10:00～ (ま)緑化事業 ★10月14日(土) 13:30～ 運動会前日準備 ★10月15日(日) 8:30～ 地区親睦大運動会 ★10月25日(水) 時間未定 (人)人権視察研修 ★10月28日(土) 10:00～ 女性教室②「智頭杉で作る 曲げわっぱ弁当箱作り」 ★10月29日(日) 8:30～ (ま)霊石山保全活動	★11月3日(金・祝) 10:00～ 子どもクッキング(親子対象) 本格ソーセージ作り ★11月8日(水) 時間未定 (ま)シニアサロン(野外学習) ★11月25日(土) 10:00～ カローリング大会(国英) 11/3-5(河原町文化祭)
12月	令和6年1月	2月	3月
★12月1日(金) 時間未定 (ま)イルミネーション ★12月9日(土) 15:30～ 前期報告会 ★12月20日(水) 10:00～ (子)クリスマス会 ★12月22日(金) 10:00～ (老)門松づくり ★12月23日(土) 10:00～ 女性教室③ (フラワーアレンジメント)	★1月20日(土) 15:30～ 新部落長会 ★1月24日(水)9:00-10:30 2部構成 10:30-12:00 味噌づくり体験	★2月8日(木)人推協共催 世界の料理教室 10:00～	★3月2日(土) 10:00～ しいたけ植菌体験

(ま)…まちづくり協議会共催 ・(人)…人権啓発推進協議会共催 ・(子)…あゆっこ園子育て支援センター共催
 (老)…老人クラブ共催 ・(健)…健康づくり推進員共催

本年度も公民館運営委員さんには、地区親睦大運動会の役員の仕事をお手伝いいただきます。
 ご協力をお願いします。

令和5年度 河原地区まちづくり協議会事業計画書

「防災に取り組む河原地区」を主要テーマとして事業を推進する。

地域・環境のまちづくり部会

1、かわはら芝公園のコミュニティ活動

- (1) 地区親睦大運動会の開催支援 (10/15(日))
- (2) 芝公園の維持管理
- (3) 地区住民の交流イベント開催支援

2、きれいなまちづくり事業

- (1) 花いっぱい運動の実施
防災訓練実施の際に各部落に花苗を配布 (6/10(土))
- (2) 緑化事業
地区公民館周辺花壇、芝公園内維持管理など (10/7(土))

3、地域保全活動の実施

- (1) 霊石山保全活動 (4/23(日)・10/29(日))
- (2) 霊石山遠足 (河原・国英・八上合同イベント) (5/1(月))

安全・安心のまちづくり部会

1、防災事業への取り組み

- (1) 防災訓練・地区防災学習会の開催 (6/10(土))
- (2) 防災用具の整備 (年間)
- (3) 防災視察研修 倉敷市真備町 (7/21(金))
- (4) 救命救急・AED訓練の実施

2、防犯対策事業の実施

- (1) 高齢者の防犯講習会の開催 (振り込め詐欺などの特殊詐欺)
- (2) 防犯パトロールの実施 (児童生徒の防犯対策) 夏休み期間
- (3) 地域の防犯対策 (イルミネーション設置) 12月

3、各部落の防災活動支援

福祉・健康のまちづくり部会

1、シニアサロンの開催

- (1) 高齢者学習会の開催 (5/18(木))
- (2) 野外学習 (11/8(水))

2、地区敬老会の開催支援 (高齢者の交流事業)

敬老会の開催支援 (9/10(日))

3、健康づくり推進事業の開催

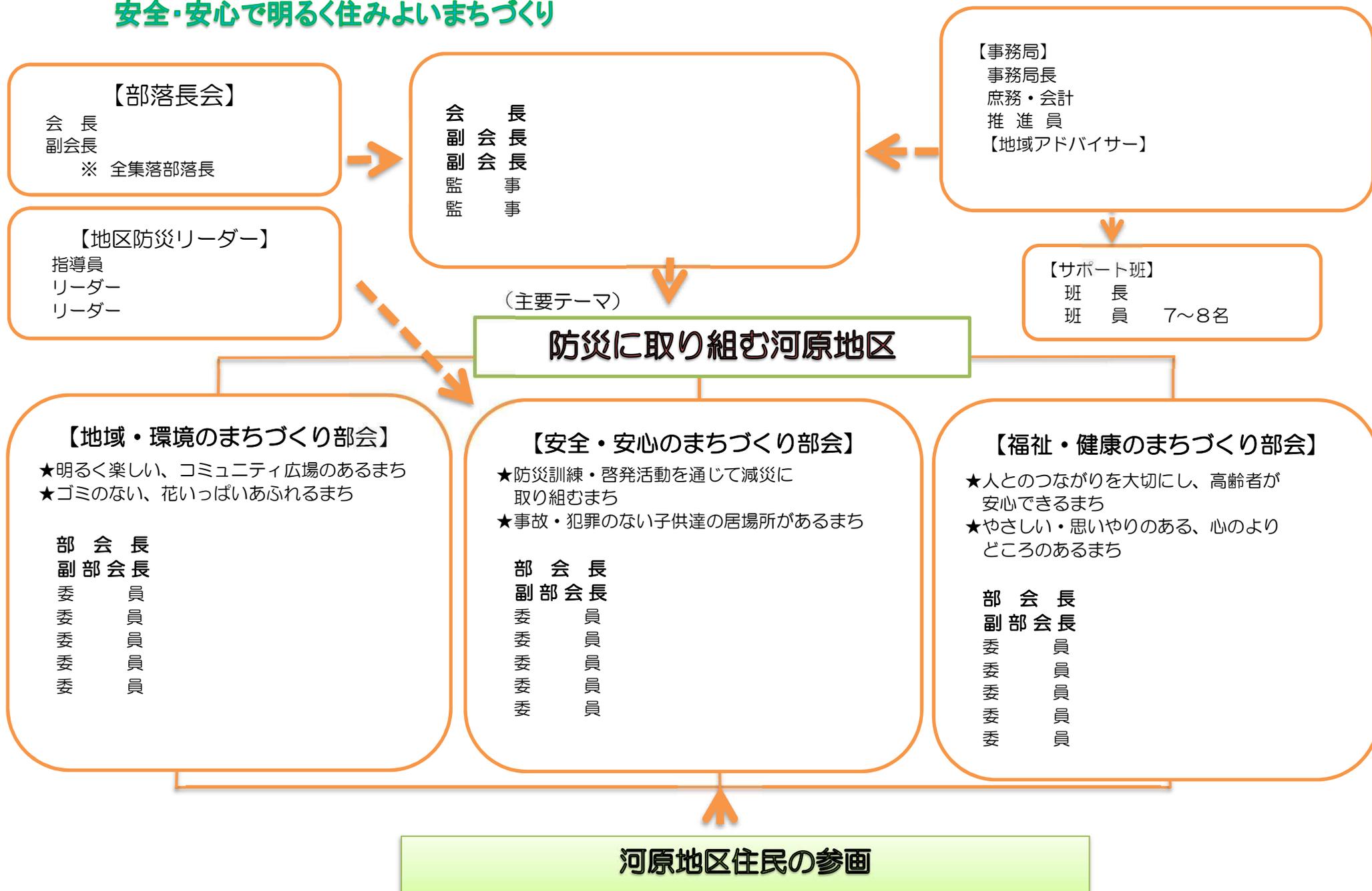
- (1) 健康ウォーキングの実施 (9/30(土))
- (2) 地区親睦グラウンドゴルフ大会の開催支援 (高齢者の交流事業)
(5/11(木)・9/13(水))

4、地区人権啓発推進協議会の事業支援

小地域懇談会の支援 (10月初旬～11月下旬)

令和5年度「河原地区まちづくり協議会」(案)

安全・安心で明るく住みよいまちづくり



(資料1)

地域振興会議会長会 資料	
令和5年8月9日	
担当課	市民生活部地域振興課
電話	0857-30-8172 (内線 7311)

地域振興会議の今後のあり方について

令和4年10月から令和5年2月末にかけて、各地域振興会議において、地域振興会議の成果や課題について振り返りを行い、委員の意見を集約しました。これをうけて、令和5年5月25日の支所長会議で、地域振興会議設置期間満了後（令和7年3月末）のあり方について素案をまとめました。

1. 会議体の設置の意義・目的

地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、持続可能な地域共生のまちづくりを推進するため、新たな会議体を設置する方向で検討する。

2. 設置区域と位置づけ

各総合支所単位で、設置要綱に基づき設置する。

3. 所掌事務

- ・地域特有の課題や地域活性化について地域住民が主体となって調査・研究を行い、解決策について検討する。
- ・必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した、地域プランを作成する。
- ・課題解決に資する市に対する政策提案を行う。政策提案を行うにあたり、対象区域住民の意向把握や情報共有に務める。

4. 今後のスケジュール

R5年8月～ R6年1月末	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興会議会長会及び各地域振興会議において、素案を提示し協議 ・素案の各事項について、各地域振興会議から意見集約 ・方針案（委員構成、会議の進め方等、詳細事項も含むもの）の作成
R6年2月～3月	地域振興会議会長会で方針案の説明
R6年4月～8月	各地域振興会議において、方針案の説明
R6年9月	方針案の確定

地域振興会議方針案（未定稿）

<各項目へ落とし込み>

項目	主な意見	【参考】地域振興会議	支所案
位置付け	・任意機関（要綱設置）	地方自治法第138条の4第3項に規定する執行権を有さない附属機関（条例設置）	
設置区域	合併前の旧町村区域ごと	合併前の旧町村区域ごと	
設置の目的	・地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、持続可能な地域共生のまちづくりを推進する。	本市の一体的な発展に資する新市域の振興を目的に設置する	
所掌事務	・地域特有の課題や地域活性化について地域住民が主体となって調査・研究を行い、解決策について検討する。 ・必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した、地域プランを作成する。 ・課題解決に資する市に対する政策提案を行う。政策提案を行うにあたり、対象区域住民の意向把握や情報共有に務める。	(1)本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議し、答申すること。 (2)対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること。 (3)前2号に定める事項について答申し、又は意見を述べるに当たっては、対象区域の住民の意向把握に努めるものとする。	
組織	委員人数	12名以下	12名
	委員構成	地域の実情に合わせた柔軟な構成 ・専門分野に特化 ・各地区から平等に参加できるようにしてほしい。 ・現行の構成はバランスが良い。	(1)自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者 (2)学識経験を有する者 (3)公募により選任された者 ※対象地域に住所を有する者もしくは勤務している者またはこれらに準じる者（対象地域の出身者等）
	委員の委嘱		各総合支所長が市長へ内申
	委員報酬		月額 7,000円
	その他	・任期に制限を付けるべき	任期：2年（再任を妨げない。）
会議	会議の召集	・オブザーバー参加を可能としてほしい。	◆次の場合に会長が召集 ①市長又は会長が必要と認めるとき ②委員の4分の1以上から請求があるとき ※市長又は会長が必要と認めるときは、合同会議を開催することができる。 ※会議は公開とする。 ※必要があるときは、委員以外の者の出席等を求めることができる。
	会議回数	6回程度 ・内容によっては増やす必要もある	8回（R3～4のみ6回）
	会長会		◆市長は必要に応じて会長会を招集できる。 ◆会長会の庶務は市民生活部地域振興課が処理する。 ※年2回開催
	その他	・会議の開催は夜や休日でも良い ・先進地視察は必要	視察：隔年実施（4地域ずつ）
意見等の尊重・議会への報告	・市（もしくは市長）に意見を述べる仕組みは残してほしい。	◆市長は答申・意見を尊重し、本市の一体的発展・該当地域の振興に努める。 ◆意見が提出され、市長が必要と認めるときは市議会に報告する。	
設置期間		平成27年4月1日～令和7年3月31日	
庶務	各総合支所	各総合支所	
その他	・会議で話し合った内容を住民に広める広報が必要		

【資料3】

河原地域振興会議資料	
令和5年10月31日	
担当課	市民生活部 地域振興課
連絡先	0857-30-8172

鳥取市過疎地域持続的発展計画の取り組み状況について

「鳥取市過疎地域持続的発展計画」に定めるとおり、計画の取り組み状況について報告いたします。

1. 概要

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、当市は令和3年9月に「鳥取市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」を策定いたしました。計画中「1 基本的な事項」「(6) 計画の達成状況の評価に関する事項」に「計画の達成状況の評価について、毎年度、取り組み状況を各過疎地域の地域振興会議において報告を行い、次年度以降の取り組みを検討します。」とあることから、計画の取り組み状況についてご報告いたします。

2. 計画事業及び取り組み状況

別紙のとおり。

以上

鳥取市過疎地域持続的発展計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）			事業内容	事業主体	備考 (対象地域)	担当課	事業内容詳細	評価	コメント
産業の振興	観光又はレクリエーション			河原町中央公園法面整備事業	市	河原	都市環境課	法面崩落復旧に係る測量設計及び復旧工事 W15m×H30m	4 継続(遅延・縮小)	工事施工中の土質変化に伴う施工能率の低下により、計画が遅延となっている。整備完了は令和5年11月末予定。
産業の振興	観光又はレクリエーション			道の駅清流茶屋かわはら整備事業	市	河原	観光・ジオパーク推進課	施設敷地内の建物間に歩行者移動用アーケードの設置 ・アーケード H=2500～3000mm、L=30m ・インターロッキング L=32m 施設厨房内冷蔵庫の更新 L1500×D750×H800 2台 L1800×D800×H1910 2台 L1200×D650×H1910 1台 バルクタンク更新 ・バルクタンク他更新 1基	3 継続(計画通り)	アーケードについては、令和3年度完了。冷蔵庫については、一部前倒し実施したが計画通り進めている。令和5年度にバルクタンク更新を追加。
産業の振興	観光又はレクリエーション			河原町ふれあい公園サーキット場改修事業	市	河原	都市環境課	路面補修(全面)	3 継続(計画通り)	令和5年10月施工予定
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業			輝く中山間地域創出事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	地域振興課	以下の事業に対して補助する。 地域住民や団体等が創意工夫を凝らして中山間地域の活性化のために策定した計画に基づいて展開する事業(ソフト) 過去に本事業による補助を受けた事業で、取組を発展・継続していくために新たに展開する事業を含む。 ただし、当該事業年次を含めて3年次を限度とする。	3 継続(計画通り)	計画通り、各地域独自の事業やむらとまの交流を支援することで、地域の活性化を推進している。
情報化	電気通信施設等情報化施設	有線テレビジョン放送施設		超高速情報通信基盤整備事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	情報政策課	CATV網のFTTH化(光化)	4 継続(遅延・縮小)	計画の見直しにより、整備完了予定が令和8年度から令和9年度に遅延した。
情報化	過疎地域持続的発展特別事業			地域内情報伝達設備支援事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	協働推進課	鳥取市自治連合会加盟の町内会を対象に、8割以上の世帯が情報伝達設備の整備を希望する町内会に対して、一部補助をするもの。	1 完了	令和4年度で事業が完了した。地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会等が主体的に取り組む情報通信設備の整備を支援することにより、地域福祉及び地域連携の強化が図れた。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		高津原線 法面保護	市	河原	道路課	市道の法面保護	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		渡天神原線 現道拡幅	市	河原	道路課	市道の現道拡幅	4 継続(遅延・縮小)	令和5年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		市道山上2号線	市	河原	道路課	市道の土壁補強	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		市道山上津無線	市	河原	道路課	かご枠設置	5 中止	充当予算変更。災害予算にて対応予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路		河原インター山手1号線 舗装修繕	市	河原	道路課	市道の舗装修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		山手釜口線(あゆみ橋) 橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		河原谷一木線(荒岩橋) 橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		稲常徳吉線(片山橋) 橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		小河内新田線(段床橋) 橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和6年度に完了予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		河原下長瀬線(岡前橋) 橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	1 完了	令和4年度内に事業完了
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		役場前大井手線(鮎見自歩道橋) 橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		鮎見橋線(鮎見橋) 橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		徳吉片山線(新今在家橋) 橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に完了予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		曳田引野線(砂田橋) 橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	1 完了	令和4年度内に事業完了

鳥取市過疎地域持続的発展計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）			事業内容	事業主体	備考 (対象地域)	担当課	事業内容詳細	評価	コメント
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		西山線（西山橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		大月線（大月橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		小畑前田線（前田橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		北村川北線（川北橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		北村落河内線（桜谷橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	1 完了	令和4年度内に事業完了
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		小河内本角線（蔭平橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	2 継続(前倒し・拡充)	令和6年度に前倒し。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		中井線（中井橋・アーチ橋部）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		中井線（中井橋・鋼桁橋部）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		曳田中学校線（曳田中学校前橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		釜口三谷船岡線（無名橋2138B）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		袋河原神戸線（出晴橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		稲常越路線（稲恒1号橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		六日市村中線（西土居橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		釜口船岡線（志保谷橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	1 完了	令和4年度内に事業完了
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		中井山上線（折谷橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		山上小倉線（神林橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		妙見線（妙見土居橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に完了予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		山上津無線（中央橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	1 完了	令和4年度内に事業完了
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		本鹿小倉大智谷線（無名橋・4117号）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		日柄福田線（日柄橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		佐貫八日市線（無名橋・4116号）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう		布袋稲常線（稲常橋）橋梁補修	市	河原	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	その他			道路台帳修正業務	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	道路課	道路台帳の修正業務	1 完了	令和4年度内に事業完了
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	林道			若桜江府線（桂橋）橋梁補修	市	河原	林務水産課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和5年度調査・補修設計実施。設計完了時期及び補修額の確定が年度末となる。また、補修に向けての河川管理者等各関係機関との協議に時間を要するため、令和6年度に補修実施に向けての協議を行い、令和7年度に補修等着手予定。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業			乗合タクシー運行事業	市	河原	交通政策課	本地域内における乗合タクシー事業に係る経費支援	3 継続(計画通り)	計画通り。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業			交通空白地有償運送支援事業	市	福部・河原・用瀬・佐治	交通政策課	本地域内において住民などが主体となって取り組む交通空白地有償運送に係る経費支援	3 継続(計画通り)	計画通り。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業			地方バス路線維持対策事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	交通政策課	本地域内を運行する民間路線バスに係る経費支援	3 継続(計画通り)	計画通り。
交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業			市有償運送事業	市	河原・用瀬・佐治・青谷	交通政策課	本地域内において交通空白地有償運送を実施	3 継続(計画通り)	計画通り。

鳥取市過疎地域持続的発展計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）			事業内容	事業主体	備考 （対象地域）	担当課	事業内容詳細	評価	コメント
生活環境の整備	廃棄物処理施設	ごみ処理施設		焼却工場棟	広域	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	生活環境課	鳥取県東部広域行政管理組合を構成する1市4町の広域焼却施設の建設 ○炉形式：連続運転式ストーカ燃焼炉（発電設備付） ○施設規模：240 ^ト （120 ^ト ／日*2炉）	1 完了	令和5年4月1日、鳥取市河原町において、鳥取県東部広域行政管理組合が所管する「リンピアいなば一般廃棄物焼却施設」が本稼働する予定。
生活環境の整備	消防施設	消防ポンプ自動車格納庫整備事業		消防ポンプ自動車格納庫整備事業	市	河原	危機管理課	河原第2分団消防格納庫新築	3 継続（計画通り）	計画通り、老朽化した格納庫の建替えに向けて来年度に実施設計を行う予定。
生活環境の整備	消防施設	消防ポンプ自動車購入事業（3台）		消防ポンプ自動車購入事業	市	河原・用瀬・青谷	危機管理課	消防ポンプ自動車更新	3 継続（計画通り）	計画通り、老朽化した消防ポンプ自動車（2台）、小型動力消防ポンプ（1台～）の更新を行い、地域の消防力の向上を図った。
生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業			浸水想定区域図作成業務	市	福部・河原・青谷	都市環境課	浸水想定区域図作成業務 令和3年度作成区域 ・鳥取市河原町 ・鳥取市青谷町 令和4年度作成区域 ・鳥取市福部町	1 完了	計画通り、令和4年度完了
生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業			地域防災力強化事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	危機管理課	地区毎の自主防災組織で整備する「避難所運営に必要な防災資機材」等購入を支援、また「小型可搬式ポンプ」の新規購入や更新を支援	3 継続（計画通り）	計画通り、令和3～4年度のサンセット事業として自主防災会連絡協議会（組織）に対して、避難所運営のための資機材等の購入費補助を行った。（R3:4組織R4:5組織） また、計画通り、小型可搬式ポンプ整備補助を行った。（2組織）
生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業			地域コミュニティ除雪活動支援事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	協働推進課	大雪時に、町内会等が自主的に取り組む除雪活動を支援する。 《発動条件》 鳥取市（北部または南部）に大雪注意報が発表されたとき 《補助対象経費》 町内会等が自主的に行う除雪活動にかかる経費（燃料費、除雪用具費、除雪委託料など） 《補助率等》 補助率 4分の3 補助限度額 5万円	3 継続（計画通り）	町内会等が行う除雪活動に対する負担は、大雪によって増大し、地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼす。生活に欠かせない道路除雪活動にかかる経費を支援することにより、地域コミュニティの維持と協働除雪による市民生活の安全・安心を確保する一助となった。
子育て環境の確保、高齢者等の確保保健・福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設	その他		湯谷荘設備修繕事業	市	河原	長寿社会課	ボイラー更新	1 完了	令和4年度に更新が完了した。
教育の振興	学校教育関連施設	統合関連施設	その他	市立小学校小型除雪機整備	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	教育総務課	鳥取市立小学校に配置している小型除雪機のうち、使用・修繕が困難となったものを更新するもの。	3 継続（計画通り）	故障したのから優先的に更新していく。
教育の振興	集会施設・体育施設等	公民館		河原地区公民館改修事業	市	河原	協働推進課	河原地区公民館外壁等改修	3 継続（計画通り）	外壁全面の塗装塗替え及びシーリングの打替え。棟瓦やりかえ。
教育の振興	集会施設・体育施設等	公民館		散岐地区公民館改修事業	市	河原	協働推進課	散岐地区公民館外壁等改修	1 完了	北面・南面外壁の塗装塗替え及びシーリングの打替え。軒天ケイカル板の張替え及び雨樋の取替え。屋外階段の鉄骨・鉄板の補強。
教育の振興	集会施設・体育施設等	その他		鳥取市歴史民俗資料館（河原）改修事業	市	河原	文化財課	鳥取市歴史民俗資料館3館のうち河原歴史民俗資料館の機能向上を図る	4 継続（遅延・縮小）	茅葺屋根の修理を含め必要な機能、向上すべき機能の検討が不十分であるため、事業実施を延期（令和5年度→令和6年度）とした。

鳥取市過疎地域持続的発展計画

持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体	備考 （対象地域）	担当課	事業内容詳細	評価	コメント
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業		遠距離等通学費補助金	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	学校保健給食課	遠距離等の要因で、バス等で通学する児童生徒の保護者に対して、通学費の補助を行う	3 継続（計画通り）	引き続き、該当保護者の経済的負担の軽減を図っていく。
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業		小学校・中学校における少人数学級実施事業	県	河原・用瀬・佐治・青谷	学校教育課	本県では、小学校3～6年生を対象に35人学級を実施、中学校2・3年生を対象に35人学級を実施している。この少人数学級を実施するために加配教員を県に協力金（200万円/1教員）を拠出する形で実現している。	3 継続（計画通り）	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導により、基本的生活習慣の習得や不登校等の未然防止、基礎学力の定着などが図られている。今後も引き続き事業を継続することで、児童生徒一人一人に応じてきめ細かな対応を行っていく。
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業		複式学級対策事業	市	河原・佐治	学校教育課	2箇学年で15人以下となる学級に対し、非常勤講師を配置することにより、複式学級による種々の困難点を解消し円滑な学級経営への支援を図る。	3 継続（計画通り）	2箇学年で15人以下となる学級に対する非常勤講師の配置を通じて、複式学級による種々の困難点を解消し、円滑な学級運営への支援が図られている。今後も引き続き事業を継続することで、複式学級における学習指導の充実や学級運営の円滑化に取り組む。
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業		地域振興会議	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	地域振興課	8地域の地域振興会議を概ね年6回開催する。 8地域の地域振興会議の情報交換及び先進地視察等研修の実施のため、また本市の一体的な発展を目指す立場で市長と意見交換を行うため、会長会を年2回開催する。（8月、2月）	3 継続（計画通り）	計画通り、地域振興会議を設置し、本市の一体的な発展に資する新市域の振興を図っている。